

徳島県告示第六百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鉄建建設株式会社 大阪支店 有瀬作業所
住 所 三好市西祖谷山村有瀬三八一
代表者 作業所長 佐治秀啓

2 工場又は事業場

名 称 吉野川水系有瀬地区排水トンネル工事
所在地 三好市西祖谷山村有瀬地先

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号に規定する生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和三年十月二十九日から
令和三年十一月十九日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び三好市環境福祉部環境課